

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

知事から提出された平成23年度公営企業に係る資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

この資金不足比率審査は、提出された資金不足比率が法令等に照らし、算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の内容に問題点がないかを主眼として実施した。

第3 審査の結果

1 京都府地域開発事業特別会計について

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について調査したところ、特に問題点は見受けられなかった。

また、資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

比率名	算定比率	経営健全化基準
資金不足比率	—	20%

(注) 資金不足比率の算定比率欄中「—」は資金不足額がない場合である。

2 京都府流域下水道事業特別会計について

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について調査したところ、特に問題点は見受けられなかった。

また、資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

比率名	算定比率	経営健全化基準
資金不足比率	—	20%

(注) 資金不足比率の算定比率欄中「—」は資金不足額がない場合である。

3 京都府港湾事業特別会計について

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について調査したところ、特に問題点は見受けられなかった。

また、資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

比率名	算定比率	経営健全化基準
資金不足比率	—	20%

(注) 資金不足比率の算定比率欄中「—」は資金不足額がない場合である。

4 京都府電気事業会計について

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について調査したところ、特に問題点は見受けられなかった。

また、資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

比率名	算定比率	経営健全化基準
資金不足比率	—	20%

(注) 資金不足比率の算定比率欄中「—」は資金不足額がない場合である。

5 京都府水道事業会計について

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について調査したところ、特に問題点は見受けられなかった。

また、資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

比率名	算定比率	経営健全化基準
資金不足比率	—	20%

(注) 資金不足比率の算定比率欄中「—」は資金不足額がない場合である。

6 京都府病院事業会計について

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について調査したところ、特に問題点は見受けられなかった。

また、資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

比率名	算定比率	経営健全化基準
資金不足比率	—	20%

(注) 資金不足比率の算定比率欄中「—」は資金不足額がない場合である。

7 京都府工業用水道事業会計について

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について調査したところ、特に問題点は見受けられなかった。

また、資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

比率名	算定比率	経営健全化基準
資金不足比率	—	20%

(注) 資金不足比率の算定比率欄中「—」は資金不足額がない場合である。